

下妻市宅地開発指導要綱等 事務手続きの流れ

適用事業

1,000㎡以上又は5区画以上の一団の土地の区画形質の変更(※)に関する事業（自己住宅建築用土地は、適用除外）



(※) 土地の区画形質の変更とは、以下のとおり。

- ① 区画の変更とは、道路、水路等で区画割りすること。
- ② 形の変更とは、1.0mを超える盛土、又は2.0mを超える切土を生ずる行為。
- ③ 質の変更とは、宅地以外の土地を宅地として利用すること。

